

議案第 4 3 号

ひたちなか市那珂湊総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市那珂湊総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市那珂湊総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市那珂湊総合福祉センター設置及び管理条例(平成7年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「総合福祉センター」を「ひたちなか市那珂湊総合福祉センター」に改める。

第3条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第11条ただし書中「第3条第1号から第3号まで」を「第3条第1号及び第2号」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

ひたちなか市那珂湊総合福祉センター設置及び管理条例新旧対照表

旧	新	備考								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 総合福祉センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総合福祉センター</td> <td style="text-align: center;">ひたちなか市南神敷台17番地6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 総合福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 福祉団体及びボランティアの育成指導に関する事業</p> <p>(2) 高齢者の健康増進及び教養の向上に関する事業</p> <p><u>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センター事業</u></p> <p><u>(4) その他総合福祉センターの設置の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 総合福祉センターの利用は、無料とする。ただし、別表に掲げる施設について<u>第3条第1号から第3号までに掲げる事業以外に許可利用者が利用するときは、同表の使用料を納付しなければならない。</u></p>	名称	位置	総合福祉センター	ひたちなか市南神敷台17番地6	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 総合福祉センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ひたちなか市那珂湊総合福祉センター</td> <td style="text-align: center;">ひたちなか市南神敷台17番地6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 総合福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 福祉団体及びボランティアの育成指導に関する事業</p> <p>(2) 高齢者の健康増進及び教養の向上に関する事業</p> <p><u>(3) その他総合福祉センターの設置の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 総合福祉センターの利用は、無料とする。ただし、別表に掲げる施設について<u>第3条第1号及び第2号に掲げる事業以外に許可利用者が利用するときは、同表の使用料を納付しなければならない。</u></p>	名称	位置	ひたちなか市那珂湊総合福祉センター	ひたちなか市南神敷台17番地6	
名称	位置									
総合福祉センター	ひたちなか市南神敷台17番地6									
名称	位置									
ひたちなか市那珂湊総合福祉センター	ひたちなか市南神敷台17番地6									